

**利用申込受付中！**

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！

※医療機関・薬局によって識別専用機が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。



申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！

[https://myma.go.jp/html/hokenshoryaku\\_top.html](https://myma.go.jp/html/hokenshoryaku_top.html)




**どんないいことがあるの？**

- より良い医療が可能に！**  
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！
- 自身の健康管理に役立つ！**  
マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！
- オンラインで医療費控除がより簡単に！**  
マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！

**手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！**  
限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！

カードリーダーのある医療機関等でマイナ保険証を利用したとき、初診料等が低くなる！さらに、投薬時に右利用可能！

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の登録情報がマイナンバーと照合くことはありません。※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

**健康保険証としてずっと使える！**  
就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わった場合は、加入の届出が引き続き必要です。